# 経済資料協議会会則

昭和43年6月1日制定平成14年6月7日改正

#### 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、経済資料協議会 (The Association for Documentation in Economics) という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は理事会の定めるところにおく。

(日 的)

第3条 本会は、会員相互の協力により、経済に関する学術情報の理論、技術等の諸問題について研究、調査を行ない、経済研究の進歩発展に寄与することを目的とし、あわせて会員相互の親睦を図るものとする。

(事 業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
  - (1) 経済に関する学術情報の理論、技術等の諸問題についての研究と調査。
  - (2) 会誌、経済学文献季報等の編集および刊行。
  - (3) 会員間における刊行物の交換。
  - (4) 会員間における文献の閲覧、複写等についての便宜供与。
  - (5) 研究会、講習会等の開催。
  - (6) 内外関係諸団体との資料、情報の交換および連絡。
  - (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会員

(組 織)

- 第5条 本会は、第6条に定める会員をもって組織する。
  - 2 本会は、事業遂行の便宜上、会員の所在地により地区別に部会をお くことができる。

## (会員の種別)

- 第6条 本会の会員は、次のとおりとする。
  - (1) 普通会員 本会の目的に賛同して入会の申し込みをし、第9条 の規定により入会を承認された学術研究機関および資料機関。
  - (2) 特別会員 本会の目的事業に賛同する者で理事会の適当と認め 個人または団体。
  - (3) 賛助会員 本会の目的、事業を賛助する者または団体。
  - (4) 名誉会員 会長を退任した者、あるいはこれに準ずる者。
  - 2 特別会員、賛助会員、名誉会員に関する細則は、別にこれを定める。

## (議決権)

- 第7条 普通会員および代表特別会員は、1箇の議決権を有する。
  - 2 代表特別会員は、総会に出席した特別会員が1名から5名以内の場合1名、6名から10名の場合は2名、11名以上は5名につき1名をもって当てることとする。

(会員の特典)

第8条 会員は、本会が出版する刊行物の配付をうける等の特典を有する。

(入 会)

第9条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認 を得なければならない。

(退 会)

第10条 会員は、退会の場合届け出を必要とする。

(入会金および会費)

第11条 会員は、別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第12条 本会事務所には、会員名簿を備え付け、これに会員の入会、退会、 その他、所要事項を記載するものとする。

## 第3章 役員

(役員の種別および員数)

第13条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

理事長 1名

理 事 5名以上12名以内

監事 1名以上3名以内

(選 出)

- 第14条 役員の選出は次の条号による。
  - (1) 会長は、理事会の推薦を得た者を総会で選出する。
  - (2) 理事長は、理事の互選により定める。
  - (3) 理事および監事の選出については、別にこれを定める。

(職 務)

- 第15条 会長は、本会を代表して会務を総理し、別にこの会則に定める職務 を行なう。会長に事故のある場合は、理事の互選により定められた 者が、その職務を代行する。
  - 2 理事長は、会長を補佐して会務を主宰し、理事会の議長となる。理 事長に事故のある場合は、理事の互選により定められた者が、その 職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を組織し、総会の議決にもとづいて会務を執行する。
  - 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行なう。

(任期および解任)

- 第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 2 補欠または増員のため役員になった者の任期は、前任者または現任 者の残任期間とする。
  - 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなお、その職務を行なう。
  - 4 役員は、この会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および 理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

# 第4章 会議

(会議の種別)

- 第17条 会議は、総会および理事会とする。
  - 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

- 第18条 総会は、会員をもって構成する。
  - 2 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

- 第19条 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画および事業報告。
  - (2) 予算および決算の承認。
  - (3) 役員の選任および解任。
  - (4) 会則の変更。
  - (5) 会員の入会、退会の決定。
  - (6) その他、本会の運営に関する主要事項。
  - 2 理事会は、次の事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
    - (2) 総会に付議すべき事項。
    - (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

## (招 集)

- 第20条 総会は会長が招集する。
  - 2 理事会は理事長が召集する。

#### (開 催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 2 臨時総会は、会長または理事会が必要と認めたとき、または普通会 員現在数の3分の1以上、特別会員現在数の2分の1以上、もしく は監事から、会議の目的事項を示して請求のあったときは、招集し なければならない。
  - 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の2分の1 以上から、会議の目的事項を示して請求のあったとき開催する。

## (定足数)

第22条 総会および理事会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ 開くことができない。

# (議 決)

第23条 総会および理事会の議事は、その会議の議決権者の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (議事録)

第24条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以 上が署名押印の上、これを保存する。

## 第5章 会計

(予算および決算)

第25条 本会の予算は、毎年総会で決定し、決算は監事の監査を受け、総会 の承認を得なければならない。

## (会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

# 第6章 会則の変更

(会則の変更)

第27条 この会則を変更しようとするときは、総会において、議決権者の4 分の3以上の承認を得なければならない。

## 第7章 補 則

(委 任)

第28条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項 は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 本会則は2002年6月7日から施行する。